最終更新日：2015年11月30日
株式会社　筑邦銀行
取締役頭取　佐藤　清一郎
問合せ先：0942(32)5331
証券コード：8398
http://www.chikugin.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、金融機関として果たすべき社会的責任と公共的使命を十分確認し、経営理念に基づき透明性が高く、健全な企業経営を目指すために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。
その実現に向け、株主、お取引先、地域社会等当行のステークホルダーの皆様からの高い評価と、信頼の維持・向上のために、コンプライアンス態勢の整備を経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令やルールを厳格に遵守するとともに、業務の健全性及び適切性の確保に取り組んでおります。
また、株主総会、取締役会、監査役会や会計監査人などの法律上の各機関の運用の充実・強化、更には内部統制システムの適切性や有効性を検証・評価する内部監査部門の強化等に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当行は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
筑邦銀行従業員持株会	2,551,029	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,003,000	3.23
株式会社佐賀銀行	1,752,200	2.83
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　九州電力口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,613,258	2.60
株式会社十八銀行	1,589,000	2.56
久光製薬株式会社	1,408,000	2.27
株式会社みずほ銀行	1,393,568	2.25
西日本鉄道株式会社	1,366,788	2.21
株式会社安川電機	1,366,154	2.20
株式会社九電工	1,347,130	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
麻生　渡	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
麻生　渡	○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。 同氏が代表取締役社長を務める福岡空港ビルディング株式会社と当行との間に、人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	企業経営ならびに知事等の、銀行業務以外の長年にわたる豊富な経験や培われた高度な知識を活かし、取締役会の一員として経営の意思決定に参画し、さらに代表取締役や業務担当役員の職務執行を相互に牽制し、監督を行うことを期待して社外取締役に選任しています。 また福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人との連携を確保するため、会計監査人との定例会議を開催しております。会議では、会計監査人から事業年度毎の監査計画の説明、監査結果の報告を受け、重要な会計処理や財務報告に係る内部統制を含む内部管理態勢の整備状況について意見交換を行い、監査役監査の実効性を高めております。
監査役は、内部監査部署である監査部の監査方針や年間の監査計画について協議を行うほか、監査部と毎月連絡会を開催するなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立花　洋介	公認会計士													
神代　正道	学者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立花　洋介	○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	公認会計士として長年、企業会計監査に携わっており、会計監査の専門家としての経験・見識を当行の監査体制に活かすことを期待して社外監査役に選任しております。 また福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。
神代　正道	○	同氏は当行と一般の銀行利用者としての通常の取引がありますが、その性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。 同氏が理事長を務める学校法人久留米大学と当行との間には、人的関係、資本関係は無く、取引も通常の銀行取引であり、個人が直接利害関係を有するものではありません。	地元大学の理事長としての幅広い学識と経験を当行の監査体制に活かすことを期待して社外監査役に選任しております。 また福岡証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員の業績向上と企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識をより高めることを目的に、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

・社外取締役については、その役割を踏まえ付与対象者としておりません。
・監査役については独立性、中立性を確保する観点から付与対象者としておりません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び支給対象となる役員の員数を開示しています。
（26年度実績）

・取締役10名（社外取締役を除く）
　報酬等の総額167百万円（基本報酬121百万円、ストックオプション45百万円）
・監査役3名（社外監査役を除く）
　報酬等の総額35百万円（基本報酬35百万円）
・社外役員4名
　報酬等の総額11百万円（基本報酬11百万円）

・役員賞与は支給していません。
・上記金額の他、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務執行の対価20百万円を支給しています。
・連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については株主総会の承認により、取締役全員、及び監査役全員のそれぞれの報酬月額の最高限度額(取締役17百万円、監査役4百万円)を決定しております。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。
各取締役の報酬額は取締役会にて決定しており、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役に対しては、取締役会の開催に際し議案の事前説明や各種情報提供を行うなど、その職務執行をサポートするための環境を整えています。
・社外監査役を含め監査役・監査役会を補佐する部署としては、内部監査部署である監査部が担当しております。また、監査役会に監査役を補佐
する専任のスタッフを配置しております。
・社外監査役に対しては、必要に応じ常勤監査役が情報の提供を行う等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行に関する事項

業務執行について取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。さらに、取締役会が決定した基本方針に基づき重要な業務の執行に関する決議を行う機関として役付取締役から構成される常務会を原則週1回開催しております。

(2)監査・監督に関する事項

内部監査部門である監査部は被監査部門から独立した体制としております。監査部は本部、営業店及びグループ会社における内部管理体制(リスク管理体制を含む)の適切性、有効性を監査し、監査結果を取締役会に報告しております。

監査役会は月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役は、取締役決裁の稟議書、取締役への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を閲覧するほか、取締役会をはじめ、常務会、経営会議、支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の適正性を監視しております。
さらに、本部各部及びグループ会社に対しては各部(社)が所管する業務上の課題、各部(社)施策の実施状況等について部長(代表者)ヒアリングを実施しております。併せて、営業店に対しては往査を実施し、店務運営上の課題、苦情・トラブルの状況、人事管理上の課題等について支店長ヒアリングを行い、内部統制システムの運用状況を検証しております。

(3)指名・報酬に関する事項

取締役の選任につきましては当行が定めた「取締役候補者選任基準」に基づき役付取締役の協議により候補者を選定し、定款の定めにより株主総会において選任いたします。

監査役の選任につきましては、取締役会が候補者を推薦し、監査役会の同意を受け、定款の定めにより株主総会において選任いたします。
取締役及び監査役の報酬につきましては、定款の定めにより株主総会においてそれぞれの報酬総額を決定し、その範囲内にて取締役会及び監査役会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち社外監査役2名を選任し、社外監査役2名は独立役員として指定しております。

監査役、内部監査部門及び会計監査人との連携により監査役監査の実効性を確保しており、また社外取締役を選任し、経営の意思決定と職務執行に対する監督機能の一層の強化を図っており、現在の体制は経営の監視機能として十分に機能するものと考え採用しております。

また監査役制度を有効に機能させるため、監査役会に専任のスタッフを配置し、社外監査役を含めた監査役の職務執行を補佐しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に、IR情報として「ディスクロージャー誌」「ミニディスクロージャー誌」を、財務情報として「決算短信」「決算公告」を掲載しております。	
その他	平成14年度よりIR活動の一環として、株主やお客さまへ経営に関する説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	持続可能な社会の形成に向け、必要な責任と役割を果たしていくことが当行の使命と認識し、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名を行い活動を推進しています。 女性の活躍推進を目的とし、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備に取り組んでおり、平成22年6月の改正育児・介護休業法施行には、法律を上回る内容で対応し、加えて保育料等の補助を目的とした制度も併せて開設しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方＞
当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。
この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞
1. 当行取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づけております。
・「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともにコンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取組んでおります。
・「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証しております。
・法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図っております。
・「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努めております。
・財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備しております。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備しております。

2. 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証しております。

3. 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備しております。
・「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討しております。
・内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果の報告をしております。
・「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備しております。

4. 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・効率的な経営を確保するための体制として、取締役は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行っております。
・日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行しております。

5. 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理しております。
・内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果の報告を行っております。
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備しております。
・定期的に当行、および子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとしております。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図っております。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備しております。
・子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図っております。
(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図っております。
・「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努めております。

6. 当行監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役職務の補助をすべき使用人を置く必要があると監査役が認めた場合には、担当者を置くこととしております。

7. 前号の使用人の当行取締役からの独立性に関する事項ならびに当行監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役職務の補助をすべき使用人は、監査役職務の補助業務の専従者とすることとし、人事考課及び異動等については、監査役、監査役会と人事部の協議事項としております。

8. 次に掲げる体制その他の当行監査役への報告に関する体制
(1)当行取締役及び使用人が当行監査役に報告するための体制
・監査役が取締役会、常務会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役決裁の稟議書、取締役への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査役に回覧しております。
・「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口に監査役を配し、当行監査役に直接報告する制度を構築しています。
(2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査役に報告するための体制
・当行の内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査役に状況の報告を行っております。
・子会社の監査役が、当行監査役に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築しております。

・「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査役に直接報告する制度を構築しております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記しております。

10. 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当行は、監査役の職務の執行について生じる費用、又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理いたします。

11. その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、監査役の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査役及び監査役会からの要請により、その改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞
当行は「行動憲章」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを掲げ、銀行全体で組織的に関係排除に取り組んでおります。

＜反社会的勢力排除に向けた体制整備状況＞
1. 統括部署及び管理責任者の設置状況
・経営管理部を統括部署とし、各部室・各営業店には管理責任者を設置し、事案により関係部門と協議し対応する体制を整備しております。

2. 外部の専門機関との連携状況
・平素から、地元警察署、暴力追放運動推進センター、警察本部組織犯罪対策課や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、対応する体制を整備しております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
・反社会的勢力に関する情報を収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手側が反社会的勢力ではないかどうかの確認に利用しております。

4. 対応マニュアルの整備状況
・当行全体で組織的に対応するために「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、具体的な対応方法について役職員に周知しております。

5. 研修活動の実施状況
・コンプライアンス・プログラムに反社会的勢力排除に関する項目を組み入れ、責任者研修や各部室、各営業店で実施するコンプライアンス研修会などで反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動・意識向上に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当行では、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）第4条の3に基づく情報取扱責任者として総合企画部長を任命しており、総合企画部を適時開示の担当部署としております。

総合企画部は、適時開示の対象となりうる会社情報を本部各部・室、営業店、グループ会社から収集する体制をとっており、収集した情報のうち適時開示規則に基づき開示が求められる情報については、発生事実に関する情報等は代表者、経営陣へ迅速な報告を行うとともに適時開示しており、また決定事項及び決算に関する情報等は取締役会で決裁後速やかに適時開示を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制図

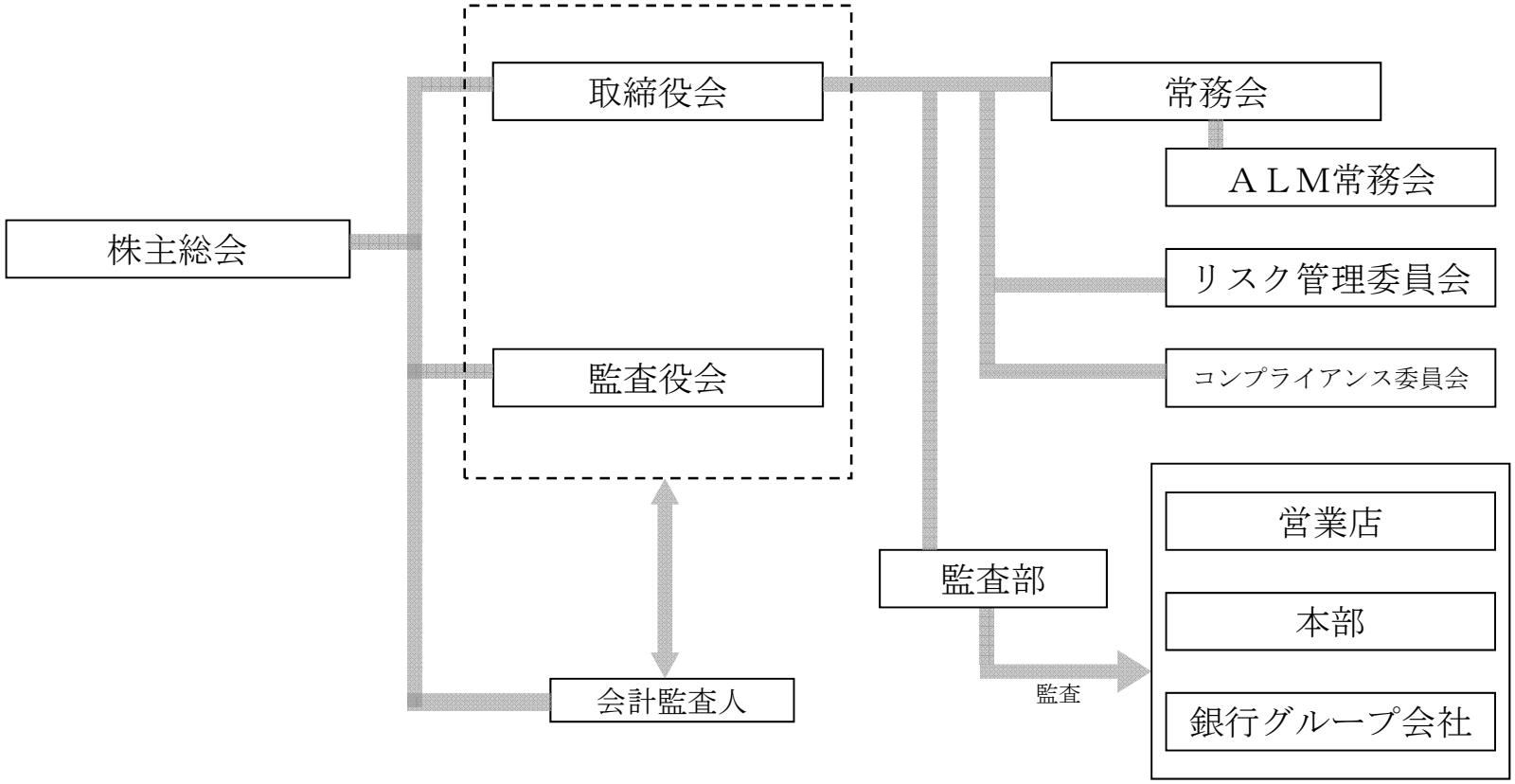

会社情報の適時開示に係る行内体制図

